

報告第1号

専決処分の承認について（令和5年度大和市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

大和市長 古谷田 力



専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度大和市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

理由

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において決定された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、予算を早急に補正する必要がある。

令和5年4月13日

大和市長 大 木 哲

報告第2号

専決処分の承認について（大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

大和市長 古谷田 力



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

令和5年4月28日

大和市長 大 木 哲

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年4月28日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第9号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の附則第3項又は第4項に規定する作業に従事した職員に対する防疫作業従事手当については、なお従前の例による。